

山梨県営鼓川発電所（水力発電所）の売電に係る仕様書

1 適 用

この仕様書は、山梨県企業局（以下「企業局」という。）が所有する鼓川発電所で発電する電気の売電に適用する。

2 業務内容

本発電所が発電する電気のうち、発電所内の消費電力等の必要電力（以下「所内電力」という。）を除いた全てを買受人に売電するものとする。

3 鼓川発電所の概要

（１）鼓川発電所の諸元

所在地	山梨県山梨市牧丘町大字倉科字向山 7 0 6 8 番
発電方式	水路式
水車型式	横軸フランシス
最大出力	3 8 0 k W
最大使用水量	0 . 8 4 m ³ ／ s
有効落差	6 3 . 5 m
連系電圧	6 . 6 k V
スマートメーター化	実施済み

（２）経歴

大正 1 4 年 1 0 月	運転開始（民間企業）
昭和 4 1 年 4 月 1 日	民間企業から県が買収
昭和 5 6 年度	改修工事（建屋、鉄管路、導水路等）
平成 1 3 年度	改修工事（水車、屋外変電所等）
平成 1 5 年 3 月 1 2 日	新エネルギー等発電設備の認定取得（R P S 設備）
令和 2 年 1 月 1 2 日	再生可能エネルギー発電事業計画の認定（R P S 設備からの F I T 移行） 調達期間 2 7 ヶ月
令和 3 年 4 月 1 日	F I T 調達価格にて東京電力パワーグリッドに売電先を変更
令和 5 年 6 月 3 0 日	F I T 買取終了
令和 5 年 7 月 1 日	卒 F I T として株式会社エネットと売電契約
令和 8 年 3 月 3 1 日	株式会社エネットと売電契約満了

（３）メンテナンス

保安管理	発電総合制御所にて 2 4 時間 3 6 5 日、職員 2 名による常時監視制御
維持管理	笛吹川水系発電管理事務所にて発電施設の維持管理（事故対応、除塵作業等）
保守点検	月 2 回の巡視点検（直営）及び、3 年に 1 度の定期点検（外注）を実施

4 期間及び電力量

（１）売電期間

令和 8 年 4 月 1 日 0 時から令和 9 年 8 月 3 1 日 1 0 時まで

ただし、リブレース工事に伴う停止が令和 9 年 8 月 3 1 日以降に遅延した場合は、契約期間と売電期間を最大で 1 年延長する。

（２）売電電力量

天候、保守作業、機器故障等により年間供給電力量に変動が生じても、企業局は発電した全量を売却し、買受人は全量購入するものとする。

(3) 令和8年4月から令和9年8月までの予定売電電力量

	予定売電電力量	期 間
令和8年度	1,722,000 kWh	令和8年4月1日～令和9年3月31日
令和9年度	764,000 kWh	令和9年4月1日～令和9年8月31日

月別予定電力量は別紙1のとおり

(4) 過去10年間の月別売電電力量実績

別紙2のとおり

(5) 過去3年分の1時間毎（30分毎）の売電電力量実績

別紙3のとおり

(6) 過去3年分の供給停止実績

別紙4のとおり

5 発電見込み

(1) 発電計画の作成

一日の電力量予測値（以下「発電計画」という。）は企業局が作成する。

(2) 発電計画の通知

企業局は買受人に対し、発電計画を電子メール等にて通知する。

通知する計画については以下を基準とするが、時間等詳細及びこれ以外の通知内容は協議により決定する。

通知の期限	通知内容
毎日10時まで	当日10時～24時の30分ごとの発電電力量 翌日、翌々日、翌々々日の30分ごとの発電電力量

ただし、鼓川発電所は河川からの取水量により発電量が変動することから、通知した発電計画と実績値とが相違する場合がある。

6 発電の停止および制限

企業局は、発電計画の通知以降において、次の事由等により発電を停止又は制限できるものとする。

なお、企業局は可能な範囲において、発電停止時間の縮小や事前の通知に努める。

- (1) 当該発電所の施設、設備の故障
- (2) 災害等が発生又は発生するおそれがある場合
- (3) 河川の利水関係者からの要請
- (4) 取水する河川の流量変動
- (5) 発電所又は取水口下流河川の公衆保安確保に関する要請
- (6) 送配電事業者からの要請
- (7) 送配電事業者が管理する送電線又は配電線の故障
- (8) 電力広域的運営推進機関の指示等
- (9) その他保安上の必要がある場合

7 設備の点検、修繕等に伴う発電停止

企業局は、設備の機能を維持するため、点検、修繕等（以下「点検等」という。）により発電を停止することがある。その場合、原則として、企業局は発電停止日時等を買受人へ事前に通知する。ただし、送配電線の停電及び発電設備の事故もしくは設備の不具合により緊急に作業を行うため予期せぬ発電停止をする必要がある場合には、企業局は速やかにその内容を買受人へ通知する。なお、通知の方法等は協議により別に定める。

8 電力料金

(1) 電力料金の算定（従量制）

買受人が企業局に支払う毎月の電力料金は、原則として次に定める算定方法による。

当該月の受給電力量に提案のあった買取単価を乗じた額に消費税等相当額を加えた額とする。

$$\text{電力料金} = \text{当該月の受給電力量} \times \text{買取単価} + \text{消費税等相当額}$$

※ 消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方消費税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。なお、消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。

(2) 電力料金の支払い

原則として、企業局は（1）により算定した電力料金を検針日の翌月の10日までに買受人に請求し、買受人は、当該月の末日まで（以下「支払期日」という。）に企業局に支払うものとする。なお、買受人は、支払期日までに料金を納付しない場合は、その延滞日数につき、所定の遅延利息を加算して、企業局に支払うものとする。

(3) 容量市場（kW価値）における収入の取り扱い

企業局と電力広域的運営推進機構が締結した容量確保契約により企業局が得られる収入については、この電力量料金による収入との精算を行わないことから、入札書に示す電力料金単価は、容量市場におけるkW価値を除くものとする。

なお、容量市場の契約内容については、本公募の参加資格を有すると通知されたものに提示する。

(4) 発電側課金の取り扱い

買受人は、本発電所を有する企業局に対して一般送配電事業者より請求される系統連係受電サービス料金（以下「発電側課金」という。）と同額を発電側課金相当額として「8 電力料金（1）」の定めに基づき算定される電力量料金に加算した金額を支払うものとする。その他具体的な精算に関する事項は、甲及び乙との協議により定めるものとする。

また、発電側課金に関する制度等に見直しがあった場合には、甲及び乙との協議により定めるものとする。

9 再生可能エネルギー電気の特定制供給（希望する場合）

買受人は、鼓川発電所のリプレース工事後における再生可能エネルギー特定制供給（以下、「特定制供給」と言う。）の承諾を得ることができる。

なお、特定制供給の承諾における条件は次のとおり。

(1) 特定制供給の期間

最長20年（1年単位）とし、入札時に提出すること。

(2) 契約書の締結

特定制供給にかかる契約書（案）を別途締結する。

(3) 発電量調整供給契約等

一般送配電事業者との発調契約その他必要な契約の締結及び関連する事務手続きはすべて買受人が行うものとする。

(4) 試験電力の購入

リプレース工事期間中の試験電力を入札書に示す電力量料金単価にて購入することし、電力受給契約を延長する。

(5) 制度等の見直し

特定制に関する制度等に見直しがあった場合は、企業局と買受人との協議により定める。

(6) 再生可能エネルギー発電事業計画の認定

鼓川発電所の再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請書は、令和7年12月までの申請を予定しているが、何らかの事情により認定が取得できない場合においても、企業局は特定制供給にかかる責めを負わないものとする。

10 その他

(1) 託送供給等の契約

買受人は、託送供給等の契約が必要となる場合には、本契約に係る売電が遅滞なく行えるよう、速やかに買受人の負担で必要な契約を締結し、契約書等の写しを提出すること。

(2) 取引用計量器からの通信線等の接続

買受人の希望により、発電所内に設置した取引用計量器の計量データを必要とする場合は、事前に企業局の承諾を受けたうえで、工事を行うことができる。ただし、本契約が満了又は解除した場合は速やかに原状回復するものとする。このための設置及び撤去に係る費用は全て買受人の負担とする。

(3) 契約期間満了時における引継ぎ事務

買受人は、この契約の期間満了又は解除があった場合には、次に企業局と契約を締結する者に対して、名義の変更、託送供給の契約等における必要な事務を遅滞なく行うものとする。

(4) 容量市場に係る山梨県の対応業務への協力

買受人は、電力広域的運営推進機関から企業局へ課されるリクワイアメント及びアセスメントに係る業務への協力を行うこと。

(5) 守秘義務

買受人は、本契約上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後においても同様とする。

また、買受人は、契約図書及び関係図書を契約の履行のために使用する以外の目的で第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

(6) インバランス対応

買受人がインバランスに関する対応（バランスンググループの形成やインバランス調整、インバランス料金の負担など）を行うものとする。

(7) 電力広域的運営推進機関への手続き

発電計画、作業停止計画など電力広域的運営推進機関への提出その他手続き全ては、買受人が行う。

(8) 環境価値

本契約には、非化石価値等の環境に係る付加価値を含むものとし、買受人は、環境価値に関して、認定等に必要となる手続及び費用の負担を行い、県は認定等に必要作業に協力するものとする。

なお、環境価値に関する法令等の改正の状況により、その取扱いについて協議するものとする。

(9) 運用申合書の作成

企業局及び買受人は、電力の受給に関する運用を円滑に行うため、発電計画や停止計画、連絡体制などの必要事項を定めた申し合せ書を双方協議のうえ作成、締結する。

(10) 定めのない事項等の処理

この仕様書に定めのない事項、又は、この仕様書の内容に疑義が生じた場合は、企業局と買受人との協議により定めるものとする。